

はじめに

「建設技能者の能力評価制度に関する告示（平成 31 年国土交通省告示第 460 号）」および「建設技能者の能力評価制度に関するガイドライン（平成 31 年 3 月 29 日）」に基づき、サッシ・カーテンウォール技能者の能力評価基準が令和元年 10 月 31 日に認定されました。

その後、令和元年度内に登録基幹技能者制度を有する 35 職種すべての能力評価実施団体において基準が策定され、令和 2 年度からは、35 職種において技能労働者の培ってきた能力・経験に基づく 4 段階のレベル毎に色分けされたカードの交付が始まりました。

➤ **サッシ・カーテンウォール技能者能力評価基準**（国土交通省 HP より）

<https://www.mlit.go.jp/totikensangyo/const/content/001398464.pdf>

1. 能力評価基準の策定主体

一般社団法人 日本サッシ協会

一般社団法人 建築開口部協会

2. 能力評価基準を策定する目的（建設技能者の能力評価制度に関するガイドラインより引用）

建設キャリアアップシステムに登録・蓄積される情報を活用して、サッシ・カーテンウォール技能者の技能について客観的な評価を行うことにより、以下を目的とする。

- ① 評価結果を活用して、取引先や顧客に対して技能水準を対外的に P R することを通じて、価格 交渉力の強化を図り、技能に見合った評価や処遇を実現する。
- ② キャリアアップに必要な経験や技能を明らかにすることで、サッシ・カーテンウォール技能者のキャリアパスを明確化し、若年層の入職拡大・定着促進を図る。
- ③ サッシ・カーテンウォール技能者を雇用する専門工事企業の評価（「専門工事企業の施工能力 等の見える化」と連動させることにより、高い技能を有するサッシ・カーテンウォール技能者を育て、雇用する企業が選ばれる環境を整備し、人材育成と処遇改善の好循環を生み出す。
- ④ 技能や経験に裏打ちされたサッシ・カーテンウォール技能者の地位の向上を図り、ひいては建設業全体のイメージアップに資する

3. 能力評価基準の対象とする職種

本基準は、サッシ・カーテンウォール工事に従事する技能者を対象とする。

具体的には、建設キャリアアップシステムが対象とする以下の技能職種。

サッシ工(01) ・ シャッター工(02) ・ 鋼製建具工(03) ・ カーテンウォール工(04)

4. 対象とする技能職種の定義

『サッシ工(01)』



ビル用サッシ施工作業で、建築物の外壁の窓などに使用するサッシは、耐風圧性、気密性、水密性、遮音性、断熱性などの性能を備え、アルミニウム合金製や樹脂製サッシなどがあります。

「サッシ施工職種」とは、サッシの施工に必要な技能・知識を有し、建築物（主としてビル）の開口部に「窓」や「扉」等のビル用サッシを取り付ける作業をいいます。

注）一般的にサッシはビル用サッシ（非木造：鉄骨造、鉄筋コンクリート造、鉄骨鉄筋コンクリート造等）と住宅用サッシ（木造住宅）に分類される。

『シャッター工(02)』



シャッターは防犯、防火などを目的とし、大別するとビルに多く使用される重量シャッター、耐火クロススクリーン、住宅や商店に多く使用される軽量シャッター、窓シャッター、倉庫や工場に多く使用される高速シートシャッター、などがあります。開閉方式としては、上下に可動させるタイプが一般的で、横に可動させるタイプもあります。

「シャッター施工職種」とは、シャッターの施工に必要な技能・知識を有し、建築物の外壁開口部、防火区画等へのシャッター取付作業を対象としています。

『鋼製建具工(03)』

サッシ工(01)と同様で、ビル用サッシ施工作業建築物で特に室内に取付けの 鋼製建具（スチールドア等）などを取り付ける作業をいいます。

『カーテンウォール工(04)』



カーテンウォールとは帳壁とも呼ばれ、建築構造上取り外し可能な壁であり、建物の自重及び荷重はすべて柱、はり（梁）、床、屋根等で支え、建物の荷重を直接負担しない壁（非耐力壁）をいいます。

カーテンウォールの種類としては、メタル製、コンクリート製などがありますが、ここでの対象とする職種としては、主にビルの外装に用いる、メタルカーテンウォール工事に必要な技能・知識を対象としています。

5. サッシ・カーテンウォール技能者能力評価申請について

① サッシ・カーテンウォール技能者能力評価を受けるためには

【申請依頼先】

評価事務を行う事務所の一般社団法人 建築開口部協会（以下「建築開口部協会」という。）へ指定書類に必要事項を記入してメールまたは郵送で申請する。締切は毎月末とする。

事務所：一般社団法人 建築開口部協会

住所：〒101-0048 東京都千代田区神田司町 2-8-4 吹田屋ビル 6 階

申請専用メールアドレス：kensetsu-jboa@jboa.or.jp

発信する際の件名：CCUS 申請

＜お問合せ＞ TEL：03-6459-0730

※通話は平日のみ 10:00～15:00（担当者不在の場合は日をあらためてご確認願います）

【申請者の要件】

能力評価の申請は、建設キャリアアップシステムに技能者登録され、技能者 ID を取得している者（以下「技能者」という。）でなければ、これを行うことはできない。

また、技能者の所属事業者、上位下請事業者又は元請事業者（いずれも建設キャリアアップシステムに事業者登録された者に限る。以下「所属事業者等」という。）は、技能者の同意を得て、代行して申請を行うことができる。

【各レベルの基準設定】

保有資格については、建設キャリアアップシステムにおいて、その保有等について確認できるものを能力評価申請書に写しを添えて提出する。レベル 1～4 の基準の一覧は【別表】を参照のこと。

評価の申請は、建設キャリアアップシステムの運営主体である一般財団法人 建設業振興基金（以下「建設業振興基金」という。）に対する建設キャリアアップカードの交付又は再交付の申請と合わせて行う。

② 技能者が能力評価を受けようとする場合の必要書類

➤ 建設キャリアアップシステム画面コピー（保有資格）

建設キャリアアップシステムに技能者登録された、技能者 ID の「能力評価申請書」の記載内容（保有資格）を確認するために提出する。

➤ 経歴証明書【様式 1】 **（所属事業者の証明）**

経歴証明を行う者は、経歴証明書（所属事業者の証明）により、所属事業者等が技能者の同意を得て、代行して申請を行うことができる。

➤ 経歴証明申請書【様式 1a】 **（一人親方などの方）**

経歴証明を受けることが困難な場合（一人親方などの方）は、建築開口部協会が技能者の所属事業者等に代わって経歴証明を行うこととする。

➤ 能力評価申請書兼キャリアアップカード（レベル 2 以上） 交付申請書【様式 2】

建設キャリアアップシステムの利用開始前に、サッシ・カーテンウォール・シャッター工事に従事した経験がある場合は、サッシ・カーテンウォール工事に関する経歴証明書を提出する。

※各申請書類は、以下よりダウンロード願います。

- ・ 所属事業者の証明のできる方・・・【様式 1】【様式 2】

<https://www.jboa.or.jp/seminar/pdf/sc-form-office-style-1-2-2025.xlsx>

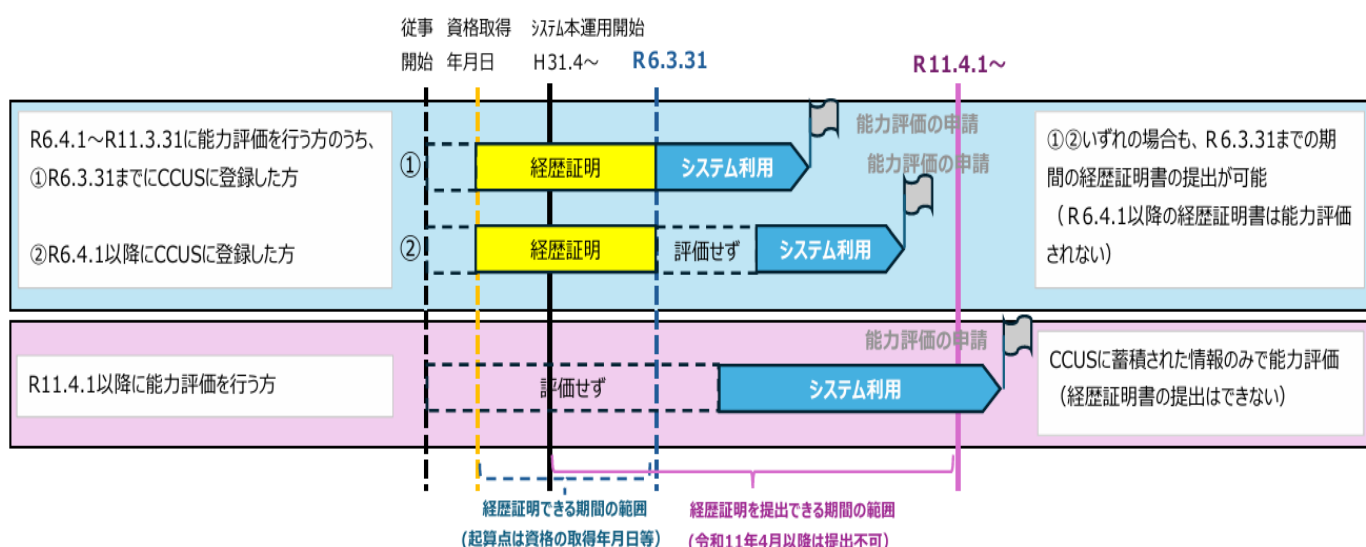
- ・ 一人親方などの方・・・・・・・・・・・・・【様式 1a】【様式 2】

<https://www.jboa.or.jp/seminar/pdf/sc-form-singlemaster-style-1a-2-2025.xlsx>

③ 経歴証明書の提出期限と証明できる範囲

- ・ 経歴証明書は、令和 6 年 3 月 31 日までの間に限り、提出することができる。
- ・ 経歴証明により証明できる範囲は、建設業に従事した時点※から、令和 6 年 3 月 31 日までとする。
当該日後の経験は、建設キャリアアップシステムに蓄積された情報のみを用いて評価する。
- ・ 令和 11 年 4 月 1 日以降に能力評価を行う方は、経歴証明書の提出はできない。

※ 建設業に従事した時点：建設業に従事して最初に取得した建設業に関する資格等の取得年月日等をいう。



④ レベル判定評価結果の通知・手数料

【評価結果の通知】

評価の結果は、建築開口部協会が申請者ならびに、建設業振興基金に対して通知する。

【カードの交付】

評価結果のレベルに応じた建設キャリアアップカードは、建設業振興基金から申請者へ交付される。

【手数料】

評価実施に係る手数料と、建設キャリアアップカード発行手数料は、次のように定める。

申請手数料として技能者一人当たり 4,000 円（レベル判定費用＋キャリアアップカード発行費用）が必要となり、下記の建設技能者能力評価制度推進協議会の指定口座に納付後払込控えのコピーを添えて申請する。

※ 払込先 金融機関：みずほ銀行 神谷町支店

口座種別：普通預金

口座番号：3 0 3 3 4 8 6

口座名義：建設技能者能力評価制度推進協議会

※振込人の名前の前に数字 2 6 を記入してください。 [例. 2 6 建設太郎]

現在、令和 7 年 8 月 1 日～令和 8 年 3 月 3 1 日までの期間、能力評価申請手数料 4,000 円が無料となります。この機会にぜひ ご申請ください。

※ C C U S 技能者登録と能力評価申請手続きの同時申請（ワンストップ申請）については 3,000 円

※ C C U S 登録技能者が簡略型登録から詳細型登録へ移行する際の手数料（2,400 円）は対象外
詳しくは

<https://www.ccus.jp/attachments/show/685b826f-67f0-473d-9481-4e0d6fab532>

6. お問い合わせ先

- ・能力評価制度に関すること 03-5253-8283（国土交通省）
- ・レベル 1 ～ 4 の基準に関すること 03-6459-0730（建築開口部協会）
- ・建設キャリアアップシステムに関すること 03-6625-4477（レベル判定システムヘルプデスク）

【別表】レベル1～4の基準一覧

	就業日数	保有資格	職長・班長としての就業日数
レベル4 (ゴールド)	就業日数が2,150日（10年）以上である こと CCUS 建築太郎 	●登録サッシ・カーテンウォール基幹 技能者 ●優秀施工者国土交通大臣顕彰 ・レベル2、3の基準に示す保有資格	職長としての就業日数が645日(3年)以上であること
レベル3 (シルバー)	就業日数が1,505日（7年）以上であること CCUS 建築太郎 	●1級ビル用サッシ施工作業技能士 ●1級金属製カーテンウォール工事 作業技能士 ・職長・安全衛生責任者教育 ・レベル2の基準に示す保有資格	職長又は班長としての就業日数の合計が215日（1年）以上であること
レベル2 (ブルー)	就業日数が645日（3年）以上である こと CCUS 建築太郎 	●1級又は2級ビル用サッシ施工作業技能士 ●1級又は2級金属製カーテンウォール工事 作業技能士 ●下記の2つ以上の資格 ①職長・安全衛生責任者教育 ②低圧電気取扱特別教育 ① アーク溶接特別教育 ② 足場の組立て等作業従事者特別教育 または足場の組立て等作業主任者技能講習 ⑤研削といしの取替え等の業務特別教育	
レベル1 (ホワイト)	建設キャリアアップシステムに技能者登録をされ、かつ、レベル2から4までの判定を受けていない技能者 CCUS 建築太郎 		

※ ●印の保有資格は、いずれかの保有で可